

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年8月5日

支出負担行為担当官

室蘭開発建設部長 山田 拓也

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 苫小牧道路事務所 連絡車（4×4、ステーションワゴン）2台（交換契約）

（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

- (2) 業 務 内 容

室蘭開発建設部苫小牧道路事務所で保有している連絡車2台の交換契約を行うものである。

（詳細は仕様書等による。）

- (3) 規 格 及 び 数 量 別添公示用設計書のとおり

- (4) 履 行 又 は 納 入 期 間 契 約 締 結 の 翌 日 から 令和9年3月26日まで

- (5) 履 行 又 は 納 入 場 所 支出負担行為担当官が指定する場所

- (6) 入 札 方 法

- ① 本件は、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）の提出、入札及び契約を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムにより難しい場合は、事前に紙入札方式参加願を提出し、紙入札方式で参加することができる。

電子調達システムで利用できるＩＣカードは、資格審査結果通知書に記載されている者（以下「代表者」という。）又は代表者から入札権限及び契約締結権限について電子調達システムにより委任状の承認を受けた者のＩＣカードのみである。

- ② この契約は、国の所有に属する自動車等との交換契約とし、総合評価落札方式をもって行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された交換差金（新規に購入する自動車に係るナンバープレート代、自動車重量税及びリサイクル法関連費用を含む）に、国が引渡す物品と国が購入する物品の差額（ナンバープレート代、自動車重量税及びリサイクル法関連費用を除く）の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、国が引渡す物品と国が購入する物品の差額（ナンバープレート代、自動車重量税及びリサイクル法関連費用を除く）の110分の100に相当する金額にナンバープレート代、自動車重量税及びリサイクル法関連費用を加算した金額を記載すること。また、ナンバープレート代（非課税）、自動車重量税（不課税）及びリサイクル法関連費用（資金管理料金（消費税及び地方消費税込み）とリサイクル預託金及び情報管理料金（不課税））を区分し、内書きで記載すること。

2 競争参加資格等

(1) 競争参加資格

- ① 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」又は「物品の販売」においてA、B、C又はDの等級に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する

者であること（有資格者が「会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類を提出していること。）。

ア 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（鮮明であれば写しでも可）

イ 許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合にはそれを証明する書類（鮮明であれば写しでも可）

ウ 上記イに伴う競争参加資格審査申請書変更届

③ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（②の書類を提出した者を除く。）でないこと。

④ 申請書等の受領期限の日から開札の時までの期間に、「北海道開発局物品等契約に係る指名停止等の措置について」（平成13年12月18日付け北開局会第611号）又は北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年4月1日北開局工第1号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑤ 電子調達システムを利用する場合は、ＩＣカードを取得していること。

⑥ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑦ 電子調達システムから入札説明書等を直接ダウンロードした者であること、又は支出負担行為担当官から入札説明書等の交付等を受けた者であること。

⑧ 当該購入物品又はこれの類似品に係る製造実績若しくは納入実績を有することを証明した者であること。

⑨ 「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7年1月28日変更閣議決定）」が掲げる環境性能を満たしていることを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

（１）入札書の提出場所及び契約条項を示す場所並びに当該入札に関する問い合わせ先

〒051-8524 室蘭市入江町1番地14 北海道開発局 室蘭開発建設部 契約課
調達スタッフ 電話 0143-25-7024

（２）電子調達システムのURL及び問合せ先

調達ポータル <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>

上記３（１）の問合せ先に同じ。

（３）入札説明書等の交付期間、場所及び方法

①期間 令和8年8月5日（水）から 令和8年8月21日（金）12時00分 まで

②場所及び方法

電子調達システムにより交付する。ダウンロード方法は、以下北海道開発局ホームページを参照すること。

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ki/kaikei/ud49g700000006ao7-att/slo5pa000000snxv.pdf>

（入札説明書に対する質問があった場合の回答書についても同様にダウンロード機能により交付するので、ダウンロードの際に「更新通知メールの配信を希望する」に必ずチェックを入れること。）

なお、紙入札を希望する者であっても電子調達システムにより交付を受けることが可能である。

ただし、やむを得ない事由により電子調達システムによる交付を受けることが困難な場合は上記３（１）に問い合わせること。

（４）申請書等の提出方法

申請書等は、電子調達システムにより提出すること。ただし、発注者（支出負担行為担当官を

いう。以下同じ。)の承諾を得た場合及び事前に発注者に紙入札方式参加願を提出している場合は、持参又は郵送等によることができる。

①受付期間 令和8年8月5日(水) 9時00分 から 令和8年8月21日(金) 12時00分 まで
ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。

②持参又は郵送等の場合の送付先 上記3(1)に同じ

(5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、電子調達システムにより提出すること。ただし、事前に発注者に紙入札方式参加願を提出している場合は、持参又は郵送等(書留郵便等の送達記録のあるものに限る。)により提出することができる(電子メールによる提出は認めない)。この場合においては、入札書を封筒に入れ封かんし、かつその封皮に、氏名(法人にあっては商号又は名称等)、当該入札件名及び開札月日を朱書きしなければならない。

①「電子調達システム」及び「紙入札方式(持参又は郵送等)」による入札書の投函期間

令和8年9月2日(水) 9時00分 から 令和8年9月8日(火) 16時00分 まで

ただし、紙入札方式(持参)の場合は上記期間のうち日曜日、土曜日及び祝日を除く日とする。

なお、紙入札における入札書の日付は、上記期間内とすること。

また、電子入札によるか紙入札によるかを問わず、上記日時までに到達しなかった入札書は受け付けない。

② 紙入札方式(郵送等)による場合の送付先

〒051-8524 北海道室蘭市入江町1番地14

北海道開発局 室蘭開発建設部 契約課 調達スタッフ

③ 開札の日時及び場所 令和8年9月9日(水) 10時00分

北海道開発局 室蘭開発建設部 1階入札室

4 下見の期間及び問い合わせ先

この一般競争に参加を希望する者は、事前に担当者と下見時間を協議の上、下取り車両を確認することが出来る。

下見を行なわない場合でも、入札に参加出来るが、その場合は入札の対象となる下取り車両に関するすべての事項を了承したものと見なす。

期 間 令和8年8月5日(水)～令和8年8月21日(金)

ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く

9時00分～16時00分(12時00分～13時00分を除く)

問い合わせ先 〒051-8524 室蘭市入江町1番地14

室蘭開発建設部 施設整備課

電話 0143-25-7062

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除する。

(3) 入札の無効 競争に参加する資格を有しない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札、入札の条件に違反した者のした入札及び入札者に求められた義務を履行しなかった者のした入札は無効とする。

なお、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札決定を取り消す。また、虚偽の記載をした者に対して、「北海道開発局物品等契約に係る指名停止等の措置について」に基づく指名停止を行うことがある。

(4) 入札説明書等の交付を受けなかった者、他者から取得した者、他の入札参加者へ渡した者及び

2者以上のために交付を受けた者がいる場合は、北海道開発局競争契約入札心得（平成24年3月28日北開局会第728号及び北開局工第250号）第6条第1項第11号に該当する入札として入札を原則無効とし、また、場合によっては同入札心得第5条に基づき入札を取りやめること、「北海道開発局物品等契約に係る指名停止等の措置について」に基づく指名停止等を行うことがある。

（5）契約書作成の要否 要

（6）入札執行回数 原則として、当該入札の執行において、入札執行回数は2回を限度とする。

なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予決令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。

（7）落札決定は、総合評価落札決定方式をもって行う。

競争参加資格を全て満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、当該入札者の申込みに係る環境性能に対する得点を入札価格に対する得点で除して得た数値（総合評価点）の最も高い者をもって落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

（8）競争参加資格の決定を受けていない者の参加

上記2（1）②に掲げる一般競争参加資格の決定を受けていない者も上記3（4）により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の決定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

（9）入札説明書等、北海道開発局競争契約入札心得及び電子調達システム運用基準（物品役務等）を熟読すること。

（10）詳細は、入札説明書による。